平成２６年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市原良７丁目16番６号
債務者　上山　健児
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿児島市甲突町15番３号
債務者　肥後美代子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７９号
福井県鯖江市御幸町４丁目３番６号　イーストカーサー．２―202、旧住所福井県越前市向陽町193番地
債務者　片山　知子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
福井県鯖江市川島町第69号29番地
債務者　五十子真実
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
福井県越前市日野美２丁目23、住民票上の住所福井県丹生郡越前町茂原第９号40番地１
債務者　濵野　春夫
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９９号
福井市下江守町第53号２番地６、旧住所神奈川県川崎市中原区小杉御殿町２丁目154番地コーポ2154―206号
債務者　池田　嘉輝
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
福井市高木中央１丁目1816番地
債務者　塚谷　達矢
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
福井市高木中央１丁目1816番地
債務者　塚谷　直人
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
福井県南条郡南越前町上野第13号27番地　４棟
債務者　福田　康喜
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
福井市中央１丁目11番11号　エリアス601森井方
債務者　梅田　祐子（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
山口県岩国市山手町３丁目17番６号
債務者　森中　美果
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２３号
山口県岩国市周東町下久原1088番地６
債務者　青木めぐみ
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３４号
山口県岩国市今津町２丁目16番25号
債務者　足立貴美子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３６号
山口県岩国市尾津町１丁目24番11―109号
債務者　藤井　章裕
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２９０号
神戸市中央区中山手通７丁目１番８号　県警中山手寮201、従前の住所大阪府東大阪市西上小阪２番６号
債務者　福島　尚子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６７号
神戸市東灘区青木５丁目２番13号　ハイツフェニックス302号
債務者　平山洋子こと　石　　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部